

## 今後の活動方針について意見交換

### 政策委員会開催

政策委員会（田巻清文委員長）は、4月22日に本年度第1回目の委員会を開催しました。

当日は、「交流人口の拡大に向けた『新しい観光について』」をテーマに、今後の委員会活動の方針に関する意見交換を行いました。

委員からは、「キラコンテンツが必要である」、「情報発信が何より重要」、「新潟市を想起させるイメージ作りを」などの意見や提案が積極的に発言されました。



政策委員会のようす

28年度税制改正・中小企業政策に対するアンケート結果について意見交換

（企業経営委員会）

企業経営委員会（佐藤紳文委員長）は4月22日に、本年度第1回委員会を開催しました。

最初に、遠藤専務理事が日商の資料に基づき、重要政策の動向などについて説明をした後、4月上旬に実施した、28年度税制改正および中小企業政策に関するアンケートの調査結果について、事務局が報告しました。

その後の意見交換では、地域中小企業の現状を踏まえ、優先度をつけたメリハリのある要望とすべきであるといった意見などが出されました。

## 汚染負荷量賦課金申告・納付

### 説明会開催

当所、長岡商工会議所、上越商工会議所の合同開催による、平成27年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会を4月13日、当所において開催しました。

当日は、環境省と独立行政法人環境再生保全機構の担当者が公害健康被害補償・予防制度の概要と賦課金申告・納付方法について説明しました。

公害健康被害補償制度は「公害健康被害の補償等に関する法律」として昭和62年度から施行されているもので、対象となつている全国約8300カ所の工場・事業場を有する納付義務者から徴収された賦課金は、公害健康被害認定患者に対する補償給付費の財源（全体の8割）などに充てられています。

参加者の中には初めて申告手続きを行う担当者もあり、説明会終了後には硫酸酸化物排出量の算定方法や申告手続きについて、熱心に質問していただきました。

## 出合いの場

### 「夢」2015開催

鳥屋野湯の春の祭りとして毎年開催されている「カナル彩」と同時開催の独身男女の出合いの場「夢」(主催・新潟市南商工振興会夢コンプロジェクト2015、共催・当所ほか)が4月26日にデンカビッグスワンスタジアム内で開催されました。

4回目となる今回は、男女合わせて約80名が参加。テーブルトークの他に、カナル彩会場でのグループによるミッション挑戦や屋台巡りなど、様々な内容でお互いの交流を深めた後、告白タイムでは10組のカップルが誕生し、大いに盛り上がりました。

## 佐渡世界遺産登録をPR

### きて、みて、にいがたおもてなしイベント2015 in黒埼PA

当所は、4月25日に開催された東日本高速道路(株)新潟管理事務所主催の「きて、みて、にいがたおもてなしイベント2015 in黒埼PA(パーキングエリア)」に昨年に引き続きブース出展しました。

当日は、磐越自動車道沿線地区観光を考える会に企画する団体が各地の観光や物産をPRし、当所ブースでは、新潟県世界遺産登録推進室の協力で、佐渡金山の世界遺産登録に向けた機運醸成を図るべく、パネル掲示やゲーム、パンフレット配布等を行いました。晴天にも恵まれ、約300人の観光客等がブースを訪問して賑わいました。

医療機関へのトータルサービス  
**人材派遣とアウトソーシング**  
BSNアイネットグループ  
株式会社 **エム・イス・シー**  
労働者派遣許可番号 般15-010030  
新潟市中央区米山1-11-11 5Fビル  
☎0120-442855 ☎025-244-1240  
http://www.netmsc.co.jp e-mail:msc@netmsc.co.jp

が、スマート!  
お家で電気を  
作りましょう。  
自立運転機能  
搭載  
ENE・FARM  
ENEファーム  
北陸ガス 新潟市中央区東大通1丁目2番23号 TEL:025-245-2211  
http://www.hokurikugas.co.jp

しあわせタネ GBSN  
ほぐくま

「小口零細企業保証制度」は  
なじらね~!?  
＜3つのメリット＞  
1. 保証人不要 (法人代表以外)  
2. 原則担保不要  
3. 信用保証料率の割引有り  
中小企業とともに歩む身近なパートナー  
新潟県信用保証協会  
新潟市中央区川岸町1丁目47番地1  
(新潟県中小企業会館内) ☎025(267)1313

## 掛金全額を損金算入！安心の従業員退職金積立制度！

### 新潟商工会議所の特定退職金共済



#### 制度の特色

「特定退職金共済制度」は新潟県事務署長の承認のもと実施しています。

- ・掛金は従業員1人あたり30000円まで損金（必要経費）として扱われ、従業員の給与にもなりません。
- ・税制適格年金（企業年金）・中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。
- ・一時金と年金が退職者の選択制になっており、死亡退職については、プラスアルファが加算されます。

#### 加入資格

商工会議所地区内の事業者が申込者となり、その事業主と雇用関係にある満15才以上満65才未満の従業員の方。現在、健康で正常に就業されていることが条件です。

※次の方は加入できません。

- イ. 事業主及び事業主と生計を一にする親族
- ロ. 法人の役員（法人税法第35条第5項に規定する使用人としての職務を有する役員

を除く）

- ハ. 他の特定退職金共済団体の加入者

**給付金**  
給付金はいかなる場合（懲戒解雇の場合も含む）にも事業主にはお支払いできません

- ・退職一時金：加入従業員が退職し、一時金の支給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。

- ・退職年金：加入5年以上、または満70才になられて従業員が退職し、年金の支給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。なお、年金の支給期間は10年です。

- ・死亡退職一時金：加入従業員が死亡により退職したときに支払われ、退職一時金に、1口につき100000円加算した額が支払われます。

#### 給付金の受取人

この制度の受取人は、被共済者（加入従業員）です。本人死亡のときは、労働基準法施行規則に定める遺族補償の範囲および順位によります。

#### 掛金（月額）

掛金は全額事業主負担です。1口10000円、1人30口まで加入できます。

#### 税法上の取扱い

- ①事業主がこの制度に支払った掛金は、従業員1人あたり月額30000円まで損金（必要経費）となります。
- ②退職年金は雑所得として公的年金等控

除が受けられます。退職一時金は、退職所得として退職所得控除が受けられます。遺族が受け取る死亡退職一時金は、相続財産として相続税の対象となります。解約手当金は、一時所得となります。詳しいお問合せは会員サービス課まで

TEL025-290-4411

## 掛金全額を所得控除！

### 経営者の退職金制度は小規模企業共済

### 配偶者や後継者も加入できます！



#### 制度の特色

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、生活の安定や事業の再建を図るための資金を、あらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」といえるものです。

- ・全国で約120万人の経営者が加入
- ・掛金は全額所得控除
- ・無理のない掛金
- ・月額10000円～70000円の範囲で自由に選択。

事業主・役員の皆様には

「経営者年金共済制度」があります。

加入資格は、新潟商工会議所会員事業所の事業主とその家族従業員、法人の役員で、加入日現在年齢満15歳以上満75歳未満までの方。毎月の掛金は、1口50000円で、1人最高10口まで加入できます。

- ・共済金は退職所得扱い（一括受取）または公的年金等の雑所得扱い（分割受取）

- ・災害時や緊急時には契約者貸付の利が可能な

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社などの役員が退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててきた掛金に応じた共済金を受け取れます。

年間の掛金は全額所得控除として確定申告時に所得控除できるので、節税しながら退職後の資金をためることができま。途中の増額、減額も可能です。

#### 加入できる方

- ・常時使用する従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主または会社役員
- ・小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者。

詳しいお問合せは経営相談課まで

TEL025-290-4411